

英語エキスパート教員に係るFAQ

Q1：英語エキスパート教員の任用について教えてください。

A1：日本国籍を有する方は教諭に、日本国籍を有しない方は任用の期限を付さない常勤講師に任用し、その職名は教諭（指導専任）とします。採用時に従事可能な在留資格がない場合は、勤務ができませんので、事前にご自身で手続きを行ってください。

Q2：勤務時間は何時から何時ですか。

A2：高等学校全日制の課程の場合、午前8時30分から午後5時まで。高等学校定時制の課程の場合、午後1時15分から午後9時45分までです。ただし、学校によって若干異なる場合があります。

Q3：初任給（給料月額）はいくらですか。

A3：初任給（給料月額）（2024年4月1日採用者）は大学卒業者が月額約266,000円、修士課程修了者が月額約286,000円です。これらの月額は、給料+教職調整額（給料月額の4%）+地域手当（給料月額（教職調整額を含む）の11.8%）+義務教育等教員特別手当の合計額です。給料は経歴、その他に応じて一定の基準により加算されます。また、これらの月額は、人事委員会勧告等を踏まえて変更される場合があります。

なお、60歳に達した日以降の採用者は、これらの合計額の7割水準となります。

Q4：経歴がある場合の初任給の参考例はありますか。

A4：下記を参考にしてください。

	例1	例2	例3
年齢	28歳	35歳	40歳
ALT等の教員歴	5年間	10年間	10年間
学歴	4年制大学卒	4年制大学卒	修士課程修了
給料月額	約318,000円	約369,000円	約412,000円

上記給与以外に別途住居手当など、条件に応じて支給されます。

これらあくまで例のため、実際の支給金額とは異なります。

Q5：給与以外に住居手当などといった各種手当はありますか。

A5：条件に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。また、引き続き6月以上の期間を勤務した場合は、退職手当が支給されます。

Q6：どのような休暇制度がありますか。

A6：年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、子育て部分休暇等があります。

Q7：勤務する学校の希望を聞いてもらうことは可能ですか。

A7：府立高等学校の全体のバランスを見て勤務する学校を決定するため、希望する学校に配置される
とは限りません。

配置先の学校は、府立高等学校（中高一貫校を含む）でグローバル化に対応した英語教育に取り組む学校です。（例：国際文化科がある高等学校等）

Q8：日本国籍を有しない教員の就くことができない役職などはありますか。

A8：校長、教頭及び教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任などに
就くことができません。

Q9：定年後、再任用はできますか。

A9：再任用に申し込むことはできます。従前の勤務実績等に基づく選考により、再任用されます。なお、2023年度末から、2年に1回、定年が65歳まで引きあがります。（2031年度末に、65歳となります。）

Q10：どのくらいのレベルの日本語力が必要ですか。

A10：授業以外の業務も行うため、他の教員、生徒、保護者とコミュニケーションをとれる程度の日本語力が必要です。

Q11：研修制度はありますか。

A11：教員採用選考テストに合格して採用された教諭と同じく、研修を受講していただきます。
なお、研修は全て日本語で行われます。

Q12：健康保険や年金の制度はどうなりますか。

A12：公立学校共済組合に加入することになります。

Q13：担任を持つことはありますか。

A13：教員としての業務全般を担当するため、配置校の状況に応じて担任を持つ可能性があります。

（ほかに、分掌業務やクラブ顧問など）

Q14：1人で授業を担当するのですか。

A14：原則1人で授業を行います。